

通 知 書

当職は、株式会社タートル（以下「通知会社」といいます。）の代理人として、貴組合及び貴殿に対し、以下のとおり通知いたします。

通知会社は、貴組合に対し、令和2年8月24日、貴組合からの団体交渉の申入れ（貴組合作成の令和2年8月18日付団体交渉申入書）に関して、条件を付した上で、日時を同年9月1日午後5時から2時間、方法をWeb会議サービスの利用とする団体交渉に応じると回答したところですが（当職作成の令和2年8月24日付回答書）、本書をもって、当該回答を撤回して、貴組合作成の令和2年8月18日付団体交渉申入書に係る団体交渉の申入れを拒絶することを通知いたします。その理由は、次のとおりです。

このたび、通知会社は、東京都労働委員会が、令和2年8月19日、貴組合を申立人とする不当労働行為救済申立事件（平成30年不第76号事件（グランティア事件））について、命令書（決定書）を交付したことを把握しました。これによれば、東京都労働委員会は、貴組合について、「少なくとも労働組合法第5条第2項第3号、第5号及び第7号の要件を明確に欠いているといわざるを得ない。」「組合は、『労働者が主体となつて自主的に・・・組織する』という労働組合法第2条の要件を欠いているといわざるを得ない。」「労働組合法第2条及び第5条第2項の要件を欠いているといわざるを得ないから、組合が、労働組合法に規定する手続に参与し、同法による救済を受ける資格を有するものであると認めることはできない。」と判断して、貴組合による不当労働行為救済の申立てを却下しています。これを踏まえて、通知会社は、労働組合法上、貴組合との団体交渉に応じる義務を負うものではないと判断いたしました。

また、「労組法上の法適合性を備えていない労働者の集団・・・も、労働者が自主的に組織し代表者を選んで交渉を行う態勢を整えた場合には、憲法28条の団体交渉権の保護（刑事免責、民事免責、不利益取扱いの禁止）を享受することができる。」（水町勇一郎「詳解 労働法」1066頁）と解されているところですが、東京都労働委員会の判断によると、貴組合は『労働者が主体となつて自主的に・・・組織する団体』であるということはいけません。したがって、通知会社には、憲法上も、貴組合との団体交渉に応じる必要がないものと判断いたしました。

以上の次第ですので、通知会社は、貴組合作成の令和2年8月18日付団体交渉申入書に係る団体交渉の申入れを拒絶いたします。今後、貴組合から申入れをいただいても、通知会社は貴組合との交渉に応じる意向がありませんので、ご承知おきください。

以上

差出人

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目16番37号リプロ小田原栄町ビル6階大森法律事務所

弁護士 大森 淳

受取人

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27博多駅東パネスビル2F

首都圏青年ユニオン連合会御中

〒258-0111 神奈川県足柄上郡山北町向原330-9

手塚 香代子殿

複写

複写

複写

複写

複写

複写

複写

この郵便物は令和 2年 8月 28日
第 12482556391 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2020082814401500100001 号





=速達= =配達証明=

複写

〒812-0013
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F

首都圏青年ユニオン連合会御中



124 - 82 - 55639 - 1

〒250-0011
神奈川県小田原市栄町1丁目16番37号
リプロ小田原栄町ビル6階
大森法律事務所
弁護士 大森 淳

複写

複写

複写

複写

複写

複写



受付通番 : 2020082814401500100001 号